



雇用申込みをした後に不採用にできますか

派遣受入期間の制限がない業務に関し、同一業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れている時、その業務に新たに労働者を雇い入れるときは、派遣労働者に雇用契約の締結を申し込まなければならないと聞きます。派遣労働者に雇用契約の締結の申込みを行った上で、求人を出し、応募があった場合に、派遣労働者と外部の応募者を含めて選考試験を実施し、結果的に派遣労働者を不採用とすることはできますか。

新たに労働者を雇い入れようとする業務について、3年を超えて受け入れている派遣労働者がいる場合、派遣先が負う業務は雇用契約の申込み義務であって、募集の義務ではありません。ですから、貴社の雇用契約の申込みに対し派遣労働者が同意すれば、雇用契約が成立し、他の応募者を採用する余地はありません。したがって、他の応募者を採用できるのは、派遣労働者が派遣先からの雇用契約の申込みを断った場合だけになります。

